

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
11月9日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....
  - 道路の供用の開始(道路整備課).....
  - 防府都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....
- 公告
  - 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出(労働政策課).....
  - 一般競争入札の実施(水産振興課).....
  - 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築指導課).....
  - 公安委公告
    - 契約の締結.....

### 山口県告示第三百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政



道路の種類 県道  
路線名 下関長門線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
長門市深川湯本字大寧寺一〇二六七の四地先から同市深川湯本 同字一〇二〇五の一〇地先まで	最狭 二五・六	最狭 一六・六	一四四・六	一三三・六	道路改良工事の完了による。

### 山口県告示第三百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 下関長門線	長門市深川湯本字大寧寺一〇二六七の四地先から同市深川湯本 同字一〇二〇五の一〇地先まで	平成三十年十一月十日

### 山口県告示第三百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第六十三条第一項の規定に基づき、防府都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称 防府市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

三 防府都市計画下水道事業防府市公共下水道  
事業施行期間  
昭和三十四年三月十二日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

防府市本橋町、新橋町、今市町、千日一丁目、千日二丁目、平和町、八王子一丁目、八王子二丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、佐波一丁目、佐波二丁目、寿町、追戸町、宮市町、栄町一丁目、栄町二丁目、天神一丁目、天神二丁目、上天神町、松崎町、東松崎町、南松崎町、緑町一丁目、緑町二丁目、国分寺町、惣社町、美和町、国衙一丁目、国衙二丁目、国衙三丁目、国衙四丁目、国衙五丁目、多々良一丁目、多々良二丁目、駅南町、中央町、車塚町、鋳物師町、桑山一丁目、桑山二丁目、岡村町、お茶屋町、松原町、石が口一丁目、石が口二丁目、石が口三丁目、華浦一丁目、華浦二丁目、三田尻本町、自力町、協和町、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、警固町一丁目、警固町二丁目、勝間一丁目、勝間二丁目、勝間三丁目、鐘紡町、新築地町、開出、高倉一丁目、高倉二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、鞠生町、新田一丁目、泉町、古祖原、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、中泉町、仁井令町、東仁井令町、清水町、伊佐江町、華城中央一丁目、華城中央二丁目、華園町、敷山町、岩畠一丁目、岩畠二丁目、岩畠三丁目、酢貝、牟礼今宿一丁目、牟礼今宿二丁目、岸津一丁目、岸津二丁目、沖今宿一丁目、沖今宿二丁目、中西、牟礼柳、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、大字新田、大字仁井令、大字浜方、大字田島、大字植松、大字大崎、大字高井、大字牟礼、大字江泊、大字富海、大字下右田、大字西浦及び大字台道

山口県告示第三百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成三十年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

和木二丁目(3)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号

と五号を結んだ線に囲まれた区域（保安林の指定をする件（昭和四十九年農林省告示第五百三十六号）で指定された保安林の区域を除く。）

郡名	玖珂郡	町名	和木町	大字名	和木	字名	畑木ヶ追	地番	七〇の一 四二 四二 六二の一 二四六七の三	標柱番号	一号 二号 三号 四号 五号
----	-----	----	-----	-----	----	----	------	----	------------------------------------	------	----------------------------

一 区域の名称

三反田地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を市味川右岸境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

市名	萩市	大字名	下田	字名	登城	地番	二九七六地先 一〇六五の一 二九七九の一 一〇七二の一 一〇六九 三三二〇二の三	標柱番号	一号 二号 三号 四号 五号 六号
----	----	-----	----	----	----	----	---	------	----------------------------------



(二五七) 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百三十三号）第二十七条第三項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所を所在地を変更

する旨の届出がありました。

平成三十年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 名称

ふたば園障害者就業・生活支援センターほっとわーく

二 変更の内容

萩市大字土原五六五の五に設置した事務所を同大字五二一の一に移転する。

三 変更年月日

平成三十年十月一日

(三五八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船きらかぜの中間検査業務(船体部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成三十年山口県告示第四十二号)に基づき資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成三十年十二月二十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十年十二月二十一日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県漁業調整委員会室

(二) 日時

平成三十年十二月二十一日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和二十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (三) 契約書の作成の要否  
要
  - (四) 契約保証金  
免除する。
  - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年十二月十日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三九一五）に申請書を提出すること。
  - (六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課（電話〇八三一九三三三二五一〇）に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government
  - (2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the hull of the fisheries patrol boat Kirakaze
  - (3) Term of the contract: Specified in the tender manual
  - (4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)
  - (5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. December 20, 2018  
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. December 21, 2018)
- 一 入札に付する事項  
次に掲げる業務の委託  
(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船きらかぜの中間検査業務（機関部） 一式

(一) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(二) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
  - (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成三十年山口県告示第四十二号）に基づき資格審査において、機械、機器及び金属製品について特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県農林水産部水産振興課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 提出場所  
山口県農林水産部水産振興課
  - (三) 受領期限  
平成三十年十二月二十日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成三十年十二月二十一日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県漁業調整委員会室

(二) 日時

平成三十年十二月二十一日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、平成三十年十二月十日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電

話〇八三一九三三―三九一五)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三―三三五一

〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Fore-

stry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the en-

gine room of the fisheries patrol boat Kirakaze

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry

& Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. December 20, 2018

(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. December 21, 2018)

(二五九) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成三十年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社グッド・アイズ建築検査機構 東京都新宿区百人町二丁目一六番一五号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変	更	後	変	更	前
東京都新宿区百人町二丁目一六番一五号 横浜市西区高島二丁目一九番一二号			東京都新宿区百人町二丁目一六番一五号 横浜市中区尾上町四丁目五七番地		

三 変更年月日

平成三十年十一月一日

公 告  
契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。



平成三十年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
放置駐車違反管理システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成三十年九月二十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目一五番三号
- 六 落札金額  
六千六百四十万七千四百円
- 七 入札公告日  
平成三十年八月十日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 調達方法  
借入れ
  - (三) 落札方式  
最低価格

平成三十年十一月九日印刷  
平成三十年十一月九日発行

発行人所

山口県知事